



ムーディーズ、パーゼルの「証券化取引における格付の公表要件」への対応方針を発表

2006年（平成18年）8月30日、東京、ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、金融庁が発表したパーゼルの「証券化取引における格付の公表要件」に関する現時点での対応方針を発表した。

金融庁は2006年7月28日、「証券化取引における格付の公表要件」により、国内のパーゼルのもとで証券化エクスポージャーに用いる格付けについて公表すべき情報項目を定めた。ムーディーズの東京オフィスは、以下の通り、証券化商品の分野で既に行っている情報の公表に加えて、今後金融庁が定める公表要件に応じて、いくつかの情報項目の追加や公表方法の変更を行う予定である。当該追加および変更の作業は、パーゼルの実施開始よりも早い時期に終えたい意向である。

公表要件に基づき格付機関が開示する情報項目は、「1. 一般情報」と「2. 案件情報」の2つに大きく分かれている。

1. 一般情報

一般情報には、国内のパーゼルのにおいて金融機関が格付けを利用するために公表が必要な項目として、「格付基準」と「格付推移行列」の2つが定められている。

ムーディーズは証券化商品の格付基準として、主な資産クラスごとに格付け付与の考え方やプロセスを記載した格付け手法レポートを発表している。海外案件に関する格付け手法レポートは英語版ウェブサイト（www.moodys.com）から無料で入手可能であり、国内案件に関する格付け手法レポートも、近日中に日本語版ウェブサイト（www.moodys.co.jp）から同様に入手可能になる予定である。

格付推移行列については、全世界の証券化案件を対象としたものと国内案件のみを対象としたものが、ともに格付け遷移レポートの形で定期的に発表されており、これらは英語版ウェブサイトから無料で入手可能である。近日中に、日本語版ウェブサイトにおいても、同様に入手可能になる予定である。なお、格付け遷移レポートの対象となる証券化案件の種類は、各レポートに明記されている。

2. 案件情報

国内のバーゼルにおいて金融機関が証券化案件の格付けを利用するためには、一般情報に加え、当該案件に関する情報（案件情報）が公表されている必要がある。案件情報には12の項目が定められており、当面推奨項目に留まる「利率」を除き、全ての項目の公表が必要とされている。但し、発行日が2006年9月30日までの案件（既存案件）や、裏付資産に本邦の資産を10%以上含まない案件（海外案件）については、一部の公表項目が「推奨」に留められている。

ムーディーズは従来から、格付けを付与した証券化案件に関する基本的な情報を、原則として英語版ウェブサイトから無料で公表している他、東京オフィスで格付けを付与した証券化案件については、日本語版ウェブサイトの「ストラクチャード・ファイナンス格付け一覧」においても同様に公表している。

しかし現時点では、バーゼルの公表要件を満たすために必要な案件情報を全て公表しているわけではないことから、ムーディーズの東京オフィスでは、全ての必要項目を無料で閲覧できるように今後格付け一覧の体裁を変更する予定である。但し、「レポート」や「格付けを変更した際の理由」等、格付け一覧に記載が難しい情報項目については、原則プレスリリースの形で公表するとともに、その公表の有無（あるいはそれに準じる記載）を格付け一覧に表示する方法などを検討中である。

なおムーディーズは、バーゼルの公表要件に定められた情報項目を公表するための対応を積極的に行うものの、これはムーディーズが格付けする全ての案件に関する全ての情報が開示されることを必ずしも意味しない。

以上